

逗子市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市消防団の活動に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対する消防団協力事業所表示証の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

事業所等 事業所又はその他の団体をいう。

消防団協力事業所 消防長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証(以下「表示証」という。)を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。

消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、逗子市消防団協力事業所表示証交付申請書(第1号様式)により消防長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、協力事業所として推薦する事業所等について、当該事業所等の意思を確認の上、消防長に逗子市消防団協力事業所表示証交付推薦書(第2号様式)により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 消防長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等

従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

災害時等に資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等

その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど消防長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 消防長は、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所等は除く。)に消防団協力事業所表示証交付書(第3号様式)及び

消防団協力事業所表示証（第4号様式）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第6条 協力事業所は、第8条第1項に規定する表示有効期間に限り表示証を表示することができる。

2 表示証を表示する際には、次に掲げる場所等に表示するものとする。

表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる第4号様式のほか、第4号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿）

第7条 消防長は、逗子市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第5号様式）を備え付け、表示証を交付したときは、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第8条 表示の有効期間は、認定の日から2年とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条の規定による表示を行うことができない。

3 消防長は、認定の日から2年を経過する前に協力内容の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第9条 消防長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防長は、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を逗子市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を消防長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 消防長は、協力事業所の名称、逗子市消防団への協力内容その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 消防長は、協力事業所の協力内容等に特段の功労があると認められるときは、当該協力事業所を逗子市消防表彰規則（昭和42年逗子市規則第13号）に基づき表彰することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。